

ゆうせい共済



今年度の広報誌の表紙は「旅するゆうぞう」(*)をテーマにお届けします!

(*)万国郵便連合に加盟している国を旅します。本号は「スイス」です。

●各種申請・請求書等のあて先

※ 必ず担当名を記載してください。

※ 郵送料は差出人負担です。

〒330-9792 ※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」をお願いします。

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※ 資格確認書等のみの返納は以下をお願いします。

〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター 資格確認書等返納係 あて

●電話によるお問い合わせ

コールセンター

0120-97-8484

受付時間 午前9時～午後6時(土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)除く)

電話番号は
お間違えのないよう
お願いします

●ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容や手続の
詳細確認のほか、申請様式の
取得にご利用ください。



スマートフォン対応

＼497号ハイライト／

- 高額療養費及び
附加給付の改正
- 被扶養者の要件確認



長	短	退	任	●ご存知でしたか？『万国郵便連合』……………	2
長	短	退	任	●高額療養費及び附加給付の改正……………	3
長	短	退	任	●地方自治体による医療費助成制度を受けている場合は届出が必要です ……	4
長	短	退	任	●柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる時の注意事項 ……	4
長	短	退	任	●9月からの標準報酬月額は給与明細で確認を……………	5
長	短	退	任	●就職・別居・収入増加等に伴う被扶養者の取消手続を忘れずに！ ……	6
長	短	退	任	●2026年度 被扶養者の要件確認を実施します その1 ……	7
長	短	退	任	●2026年度 被扶養者の要件確認を実施します その2 ……	8
長	短	退	任	●資格確認書等は必ず返納を！……………	9
長	短	退	任	●年に一度の健康チェック「特定健康診査」をご活用ください……………	10
長	短	退	任	●マイナポータルで特定健康診査の結果が確認できます……………	10
長	短	退	任	●生活習慣を見直すきっかけに特定保健指導を利用しましょう！ ……	11
長	短	退	任	●卒煙にチャレンジしてみませんか？……………	11
長	短	退	任	●年末調整等に必要な証明書を発行します(「みらい」・住宅貸付) ……	12
長	短	退	任	●「みらい」ご加入の皆さまへ送付物のご案内です……………	12
長	短	退	任	●退職時の「資格喪失証明書」はJP社員マイページに掲載します！ ……	13
長	短	退	任	●共済組合ホームページの「よくある質問」をご活用ください！……………	13
長	短	退	任	●Webサービスを活用した医療費関連サービスの開始について ……	14
長	短	退	任	●「ゆうせい共済」の次号は、2027年2月に発行です！……………	14

いろいろなお知らせ

共済組合の組合員は、

長期組合員 と 短期組合員

に分かれています

長期組合員

フルタイム勤務の
正社員や
高齢再雇用社員

短期組合員

短時間勤務職コースの
正社員や高齢再雇用社員、
非正規社員
(アソシエイト含む) 等

本誌中の日本郵政グループ各社等
とは次の組織を示しています。

- ① 日本郵政株式会社
- ② 日本郵便株式会社
- ③ 株式会社ゆうちょ銀行
- ④ 株式会社かんぽ生命保険
- ⑤ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険
管理・郵便局ネットワーク支援機構
- ⑥ 日本郵政共済組合

▶▶今年度の「ゆうせい共済」の表紙は、ゆうぞうが万国郵便連合の加盟国を旅します！

国際郵便が無事に
届くゾウ！



万国郵便連合とは…

加盟国間における郵便物の安全かつ迅速な配達等を
目的とした国連専門機関です。

- 1874年に設立されました。
- 本部はベルン(スイス)です。
- 192カ国(地域)が加盟しています。
- 日本は1877年に加盟しました。
- 2022年1月から事務局長は日本の方です。
- 日本は、1957年以降、継続して郵便業務理事会の理事国です。

ゆうぞうが次号、
どこへ旅するか、
お楽しみに！



コチラをクリック

詳しくは

外務省のサイト(外部リンク)



〈広報担当〉

2026年8月診療分から、高額療養費(法定給付)及び附加給付(一部負担金払戻金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金)の制度見直しが行われ、それぞれの自己負担限度額が以下のとおり変更となりました。

◆高額療養費(法定給付)の基準額

●70歳未満の方

単位:円

所得区分	現行		2026年8月～		
	月額上限 (世帯ごと)	多数該当	月額上限 (世帯ごと)	多数該当	年間上限*
区分ア(標準報酬月額83万円以上)	252,600+ (医療費-842,000)×1%	140,100	270,300+ (医療費-901,000)×1%	140,100	1,680,000
区分イ(標準報酬月額53万～79万円)	167,400円+ (医療費-558,000)×1%	93,000	179,100+ (医療費-597,000)×1%	93,000	1,110,000
区分ウ(標準報酬月額28万～50万円)	80,100+ (医療費-267,000)×1%	44,400	85,800+ (医療費-286,000)×1%	44,400	530,000
区分エ(標準報酬月額26万円以下)	57,600	44,400	61,500	44,400	530,000
住民税非課税世帯	35,400	24,600	36,900	24,600	290,000

●70歳以上～75歳未満の被扶養者

所得区分	現行			2026年8月～			
	月額上限 (世帯ごと)	外来特例 (個人ごと)	多数該当	月額上限 (世帯ごと)	外来特例 (個人ごと)	多数該当	年間上限*
一般	57,600	18,000	44,400	61,500	22,000	44,400	530,000
低所得Ⅱ 住民税非課税	24,600	8,000	—	25,700	11,000	24,600	290,000
低所得Ⅰ 一定所得以下(非課税)	15,000	8,000	—	15,700	8,000	—	180,000

◆附加給付(一部負担金払戻金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金)の基準

単位:円

標準報酬月額	現行		2026年8月～	
	通常	世帯合算の場合	通常	世帯合算の場合
53万円未満	25,000	50,000	27,000	54,000
53万円以上	50,000	100,000	54,000	108,000

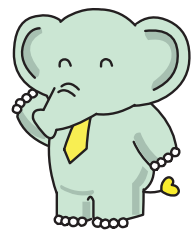
★自己負担限度額には、入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

※高額療養費の年間上限の新設

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

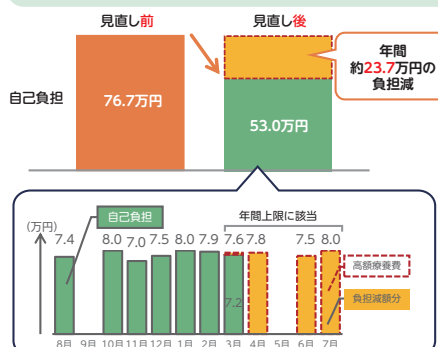
高額療養費の月単位の自己負担は、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じて負担いただきますが、医療費の自己負担について、**新たに年単位の上限額(年間上限)を設けます。**

月ごとの自己負担額が積み上がっても、**年間の上限額に達した後は、事後に高額療養費等を給付することにより、それ以上の医療費の負担は不要となります。**

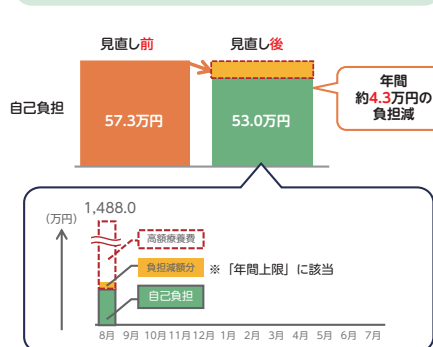


今回の見直しにより、例えば、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

これまで多数該当(※)に該当しなかった方の場合



極めて高額な医療を受けた方の場合



- 詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

トップページ ▶

給付・医療費からさがす ▶

高額療養費

コチラをクリック



〈給付担当〉

共済組合では医療機関から提出される診療報酬明細書(レセプト)に基づき、高額療養費等を原則として自動送金しています。

組合員又は被扶養者が地方自治体の医療費助成を受けている場合には、共済組合からの送金による二重給付を防止する観点から、自動送金の停止を要する場合があります。

- 下記の医療費助成を受けている場合は、共済センター給付担当へ届け出てください。

制度名	提出書類	提出方法
● 障がい者医療費助成 ● ひとり親家庭医療費助成 ● 妊産婦医療費助成	受給者証の写し	「受給者証の写し」の余白に以下の3点を記入して、ご郵送ください。 ① 組合員番号 ② 組合員氏名 ③ 日中お電話が可能な電話番号

※ 子ども医療費助成については、年齢により判断が可能なため、届出は不要です。

※ 地方自治体ごとに制度名が異なるため、ご不明な場合はお住まいの地方自治体にお問い合わせください。



注意

- 届出をした後で、受給者証の記載内容が変更となる場合(特に受給期間)や医療費助成の認定が取消しとなった場合も、速やかに共済組合コールセンターへご連絡ください。
- 地方自治体と共済組合の双方から給付を受けたこと(二重給付)が判明した場合は、後日、地方自治体又は共済組合へ給付金を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

郵送先 日本郵政共済組合 共済センター 給付担当(あて先は表紙の「各種申請・請求書等のあて先」をご参照ください)

※ 郵送料は差出人負担です。

〈 給付担当 〉

マイナ保険証等を使用し、リフレッシュや慰安目的で、整骨院・接骨院にかかっていますか？

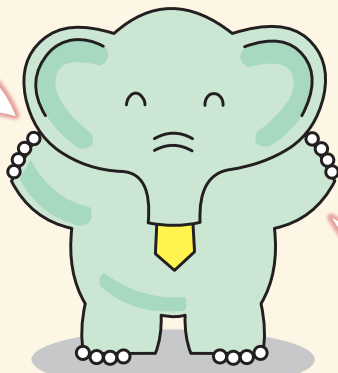
整骨院・接骨院はマイナ保険証等の使用範囲に制限があります。

また、長期に施術を受けても症状が改善しない場合は、内科的要因(病気による痛み)も考えられます。一度、保険医療機関で診察を受けましょう。

マイナ保険証等が使える場合

- 打撲
- 捻挫
- 挫傷(肉離れ)
※ 出血を伴う外傷は除く
- 骨折・脱臼
※ 応急処置と医師の同意のある場合に限る

ケガの原因が明確で、緊急性がある場合に、マイナ保険証等が使えます。



マイナ保険証等が使えない場合

- 疲労回復目的のマッサージ
- 内因性の筋肉や関節の痛み
- 慢性病や症状改善のない長期施術
- 保険医療機関で同じ負傷等の治療中である
- 医師が治療すべき病気
- 仕事や通勤途上での負傷

柔整療養費の適正化の取り組みとして、長期に施術を受けている方等に対し、郵送にて施術内容の照会を行っています。整骨(接骨)院での施術の抑制ではなく、療養費の適正な支給を目的とし実施していますので、ご理解及びご回答へのご協力をお願いします。

- 詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

コチラをクリック



トップページ

給付・医療費からさがす

整骨院・接骨院のかかり方

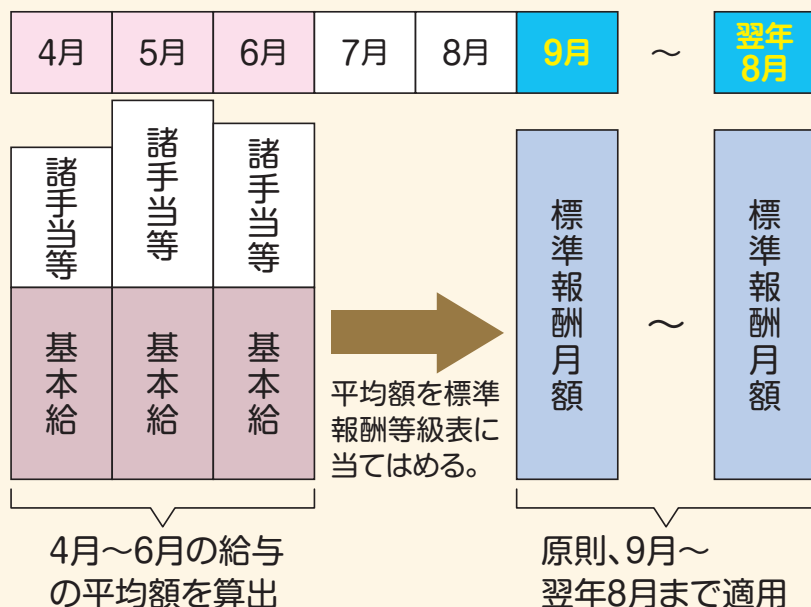
〈 給付担当 〉

毎年9月は「定時決定」により
共済掛金や給付金等の算定の基
礎となる標準報酬月額が見直さ
れる月です。

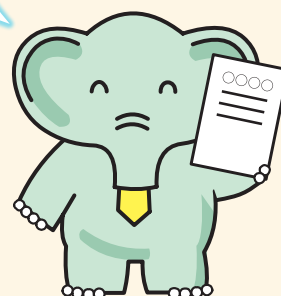
対象の方	7月1日現在組合員資格がある方
対象外の方	● 6月1日以降入社した方 ● 7月～9月のいずれかの月で、随時改定や育児休業等終了時改定等が行われた方

月給制の社員				時給制の社員			
(100)	夜間勤務時間	祝日勤務時間	現金支払額	(100)	夜間勤務時間	祝日勤務時間	現金支払額
項目	金額	精算	繰込額	項目	金額	精算	繰込額
金(短期)			金(短期)				金(短期)
金(介護)			金(介護)				金(介護)
金保険料			金保険料				金保険料
年金掛金			年金掛金				年金掛金
井済金			井済金				井済金
重所得分)			重所得分)				重所得分)
与所得分)			与所得分)				与所得分)
使用料			使用料				使用料
民税			民税				民税
・返納金			・返納金				・返納金
貯蓄			貯蓄				貯蓄
保険			保険				保険
兼井済金			兼井済金				兼井済金
福祉			福祉				福祉
(1)	(4)		短期共済標準報酬月額	(1)	(4)		短期共済標準報酬月額
(2)	(5)		令和※※※※月分より	(2)	(5)		令和※※※※月分より
(3)	(6)		※※※※ ※※※※ ※※※※月	(3)	(6)		※※※※ ※※※※ ※※※※月
(1)	(4)		厚生年金等標準報酬月額	(1)	(4)		厚生年金等標準報酬月額
(2)	(5)		令和※※※※月分より	(2)	(5)		令和※※※※月分より
(3)	(6)		※※※※ ※※※※ ※※※※月	(3)	(6)		※※※※ ※※※※ ※※※※月

定時決定のイメージ



標準報酬月額は、
マイナ保険証利用時の
限度額適用認定証適用区分
にも反映されるよ！



※ 時給制のアソシエイト社員及び期間雇用社員の給与は翌月支給のため、定時決定は4月支給額(3月分)、5月支給額(4月分)、6月支給額(5月分)により決定します。

Q1 定時決定の算定対象となる報酬とは？

A₁ 4～6月給与明細(左半分)に記載の支給額^(※)と、給与明細に記載されていない社宅等の現物給与です。

(※) 年3回以下支給の手当(賞与や窓口事業営業手当等)は除く。

Q₂ 4月に支給された6か月分の通勤手当額は、まとめて4月の給与として算定されるの？

A₂ 例えば6か月分の通勤手当額が6万円とした場合、6(月数)で割った1万円が4月から6月の各月の給与としてそれぞれ算定されます。

- 標準報酬等の詳細は
共済組合ホームページをご覧ください。

コチラをクリック



[トップページ](#) ▶ [用語から探す](#) ▶ [標準報酬\(定時・随時\)](#)

〈標準報酬担当〉

被扶養者の認定要件を欠いた場合は、速やかに被扶養者の認定取消が必要になります。

忘れずに手続を行ってください。

なお、手続の必要書類は、**日本郵政グループ各社を介さず**共済センター被扶養者担当へ直接送付してください。

認定取消の例

- **就職・社保加入** 学校を卒業して就職、海外留学先で就職、あるいは他の社会保険に加入した。
- **別居** 被扶養者の収入より多い額の口座間送金をしていない。
又は、同居が要件の被扶養者(※)と別居した。
(※) ①三親等内の親族で、組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の者
②届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(事実上の配偶者)
③組合員の事実上の配偶者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、引き続き組合員と同一の世帯に属する者
- **扶養替** 組合員と組合員以外の扶養義務者(以下、「他の扶養義務者」という。)の直近の源泉徴収票等の収入確認資料を比較したところ、他の扶養義務者の収入が組合員の収入を上回っており、今後も他の扶養義務者の収入が多くなる見込みであることが分かった。
他の扶養義務者が前年分の確定申告を行ったところ、他の扶養義務者の年間収入が組合員の年間収入を上回っていた。
- **収入増加** パートの雇用条件変更や個人年金の受取で収入が増え、年収見込が基準額以上(※)となった。
(※) 一時的な収入増加と認められる場合は、被扶養者として認められる場合もあります。
● 一時的な収入増加の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

トップページ

▶

用語から探す

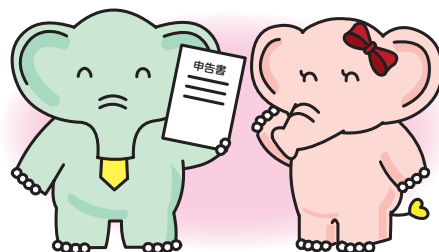
▶

年収の壁・支援強化パッケージ



コチラをクリック
- **年金増額改定** 公的年金が増額改定され、年収見込が基準額(180万円)以上となった。
- **雇用保険 等** 基準額が130万円以上の場合、受給期間の長短に関わらず日額3,612円以上(傷病手当金は月額108,334円以上であることも要件)の雇用保険等を受給し始めた。

手続を行う場合は、【取消用】被扶養者等申告書(1/2)及び(2/2)、必要書類、有効期限内の資格確認書、資格確認書等返納票兼亡失届を**日本郵政グループ各社を介さず**共済センター被扶養者担当へ提出してください。必要書類は、取消理由により異なりますので、詳しくは、共済組合ホームページをご確認ください。



注意

【取消用】被扶養者等申告書(1/2)には、必ず「被扶養者の要件を欠いた理由」と「被扶養者の要件を欠いた年月日」を記入してください。

- 詳しくは、共済組合ホームページをご覧ください。 コチラをクリック

トップページ ▶

よくある手続から探す ▶

被扶養者が減った(取消)



郵送先

日本郵政共済組合 共済センター

被扶養者担当(あて先は表紙の「各種申請・請求書等のあて先」をご参照ください)

※ 郵送料は差出人負担です。

〈被扶養者担当〉

共済組合では、法令等に基づき、10月に被扶養者の要件確認を実施しますので、対象となる組合員の方は、期限までに必ず書類を提出してください。

今年度の要件確認は2025年1月1日～12月31日の期間を確認します。

名称が「被扶養者資格確認」から「被扶養者の要件確認」へ変わりました！

要件確認のスケジュール

9月下旬

10月上旬

要件確認書類発送
(組合員自宅あて)

到着後、
提出書類の準備

書類の提出

提出期限
10月30日(金)

Q

「要件確認」とはどのようなことをするの？

A

共済組合の被扶養者として認定した方が2025年1月1日から12月31日(※1)までの1年間において、引き続き被扶養者の要件を欠いていないことを、提出していただいた書類により確認します。

確認の結果、被扶養者の要件に該当しないことが判明した場合は、認定取消の手续をご案内します。

ご案内が届きましたら、速やかに書類を提出してください。



(※1) 期間中に認定された被扶養者は、認定日～2025年12月31日。

Q

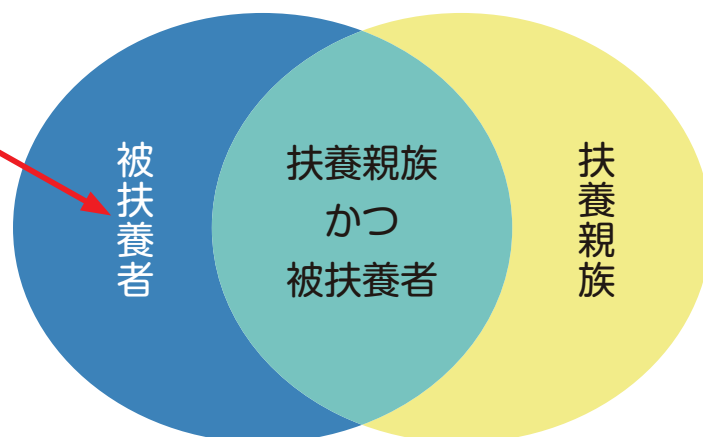
確認の対象となる被扶養者は？

A

2026年9月1日(火)現在、**日本郵政共済組合の制度の認定を受けている被扶養者**の方が対象です。ただし、郵政会社等各社から扶養手当を支給されている方は除きます。(※2)

日本郵政共済組合の制度

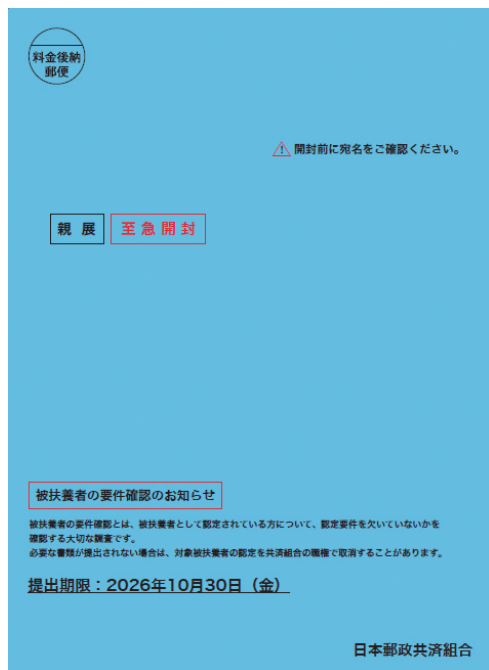
会社の手当制度



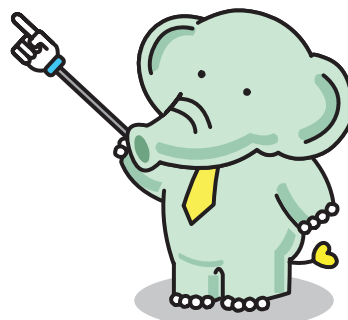
(※2) 日本郵政グループ各社等の扶養手当と共済組合の被扶養者の要件は、ほぼ同様であることから、会社の扶養手当支給対象となっている被扶養者の方については、要件確認の手續を省略しています。

〈被扶養者担当〉

お手元に届く封筒



今年は青色です！



※イメージです。

確認書類

※ 被扶養者によって提出書類が異なります。

- 被扶養者の収入が、収入限度額未満であることを確認します。

下記以外の60歳未満(※1)

年額:130万円未満	月額:108,334円未満	日額:3,612円未満
------------	---------------	-------------

(※1) その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満(組合員の配偶者等を除く)

年額:150万円未満	月額:125,000円未満	日額:4,167円未満
------------	---------------	-------------

60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者

年額:180万円未満	月額:150,000円未満	日額:5,000円未満
------------	---------------	-------------

① 所得証明書：収入の有無及び、どのような収入があったかを確認する書類。

② 給与等証明書：給与収入について確認する書類。

* 他に営業収入、不動産収入、農業収入、年金収入等全ての収入について書類を提出いただき確認します。

- 組合員により被扶養者の生計が維持されていることを確認します。

① 住民票：組合員と被扶養者の居住状況を確認するために提出する書類。

② 送金状況確認書：組合員と被扶養者が別居している場合に提出する書類。

* 別居している場合、被扶養者の年間収入額より多い額の口座間送金が必要です。

要件確認専用コールセンター（10月から開設予定）

0120-060-351

【通話料無料】土日祝日を除く9:00～18:00

※ 要件確認以外のお問い合わせ先は表紙に記載しています。

確認に必要な書類が提出されなかった場合

「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」第18条及び第19条の規定に基づき、共済組合の職権で被扶養者の認定を取り消すことがありますので、ご注意ください。

- 詳細は、共済組合ホームページをご覧ください。

こちらをクリック

トップページ

用語から探す

被扶養者の要件確認



〈被扶養者担当〉

資格確認書等には返納義務があります

次に該当する場合は、共済組合から発行された有効期限内の資格確認書、限度額適用認定証等（以下「資格確認書等」といいます。）を速やかに共済組合に返納しなければなりません。

事象（返納対象）	資格確認書 （有効期限内の）	特定疾病療養受療証	限度額適用認定証	限度額適用・ 標準負担額減額認定証
① 退職や労働条件の変更により組合員の資格を喪失したとき	○	○	○	○
② 取消しにより被扶養者の資格を喪失したとき （喪失した方の資格確認書等）	○	○	○	○
③ 氏名変更により新しい資格確認書等が発行されたとき （氏名変更前の資格確認書等）	○	○	○	○
④ 破損、汚損等により資格確認書等を再発行したとき （破損、汚損等した資格確認書等）	○	○	○	○
⑤ 紛失により資格確認書等を再発行した後に紛失した 古い資格確認書等が見つかったとき（見つかった古い資格確認書等）	○	○	○	○
⑥ マイナ保険証の利用登録をする前に交付された有効期限内の 資格確認書があるとき	○	×	×	×
⑦ 適用区分や高齢受給者負担割合の変更により新しい資格確認書等 が交付されたとき（古い資格確認書等）	○	○	○	○
⑧ 有効期限切れ又は入院期間が短縮された等により 使用しなくなったとき（使用しなくなった限度額適用認定証等）		△	○	○

返納……○ 返納不要……× 治癒の場合返納……△

- 退職や雇用コースの変更、被扶養者の認定取消、又は共済組合員の資格を喪失した場合などは、資格確認書等を速やかに返納してください。

※ 有効期限が切れた資格確認書は返納の必要はありませんので、ご自身で処分をお願いします。

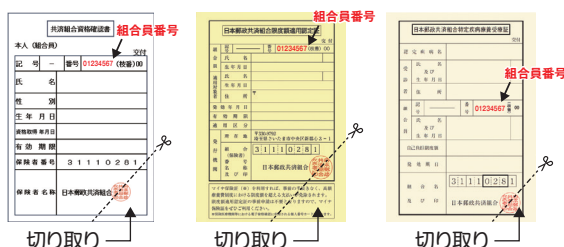
- 資格情報のお知らせは、返納の必要はありませんので、ご自身で処分をお願いします。

- 2025年12月2日（火）以降使用できなくなった組合員証及び被扶養者証は、ご自身で処分をお願いします。

※ 資格確認書等とは次のものをいいます。

有効期限内の資格確認書、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、一部負担金等免除証明書

- ① 資格確認書等は、右下を切り取ってください。
- ② 様式「資格確認書等返納票兼亡失届」に必要事項を記入してください。
- ③ ①と②を併せて、組合員が直接、以下の返納先へ郵送により返納してください。



- 手続等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

トップページ ▶ よくある手続から探す ▶ 資格確認書等 ▶ 返納について ▶ 資格確認書

返納先

〒330-9793
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター
資格確認書等返納係 あて

※ 郵送料は差出人負担です。

コチラをクリック



（注）返納せずに
病院等で
使用すると・・・

- 不正使用として共済組合が負担した額（総医療費の7割～9割）を返還していただきます。
- 刑法上の犯罪に該当することがあります。



〈被扶養者担当〉

生活習慣病を予防又は早期発見するために、「特定健康診査(特定健診)」を実施しています。

6月上旬～7月上旬に、対象者のいる組合員のご自宅へ「無料受診券(黄緑色のハガキ)」を送付しています。

対象者となる方

2026年度に40～74歳となる方かつ、
4月1日現在、次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 組合員の被扶養者
- ② 任意継続組合員
- ③ 任意継続組合員の被扶養者

年に一度の健康チェック。対象者の方へぜひ受診をお勧めください。

※ 対象となる方は、この機会をご活用いただき、健康の保持・増進にお役立てください。

無料で受診
できます！



ご自宅の近くで
受診できます

パート先等、他の場所で健診を受けられた対象者の皆さま

～健診結果の提出にご協力をお願いします。～

共済組合では、加入者の皆さま(被扶養者の皆さま)の健診結果を国へ報告する義務がありますが、パート先等での健診結果は確認することができないため、お願いをするものです。

- 詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

トップページ ▶ 福祉事業 ▶ 保健事業 ▶ 健康増進 ▶ 特定健康診査



コチラをクリック

- 他の場所で健診を受けられた方の健診結果の提出については

こちら

〈助成担当〉

マイナポータルとは？

日本政府が提供する行政手続や個人情報が確認できるオンラインサービスです。

組合員と40歳以上の被扶養者の方はこのマイナポータルで特定健康診査の結果を確認することができます。

健診結果が確認できるメリット

- ① 結果確認が簡単なので、健康管理がしやすい
- ② 医療機関での診察時、必要な情報をスムーズに医師と共有できる

詳しくは

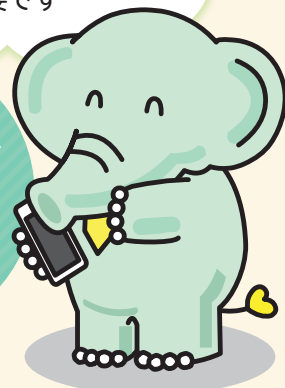
私の情報について/マイナポータル(デジタル庁)(外部リンク)

マイナポータル健診結果情報の確認方法(外部リンク)

コチラをクリック

マイナポータルで
健診結果をチェックするには、
マイナンバーカードの
健康保険証利用登録が
必要です

マイナポータルを
上手に活用して
健康な毎日を！

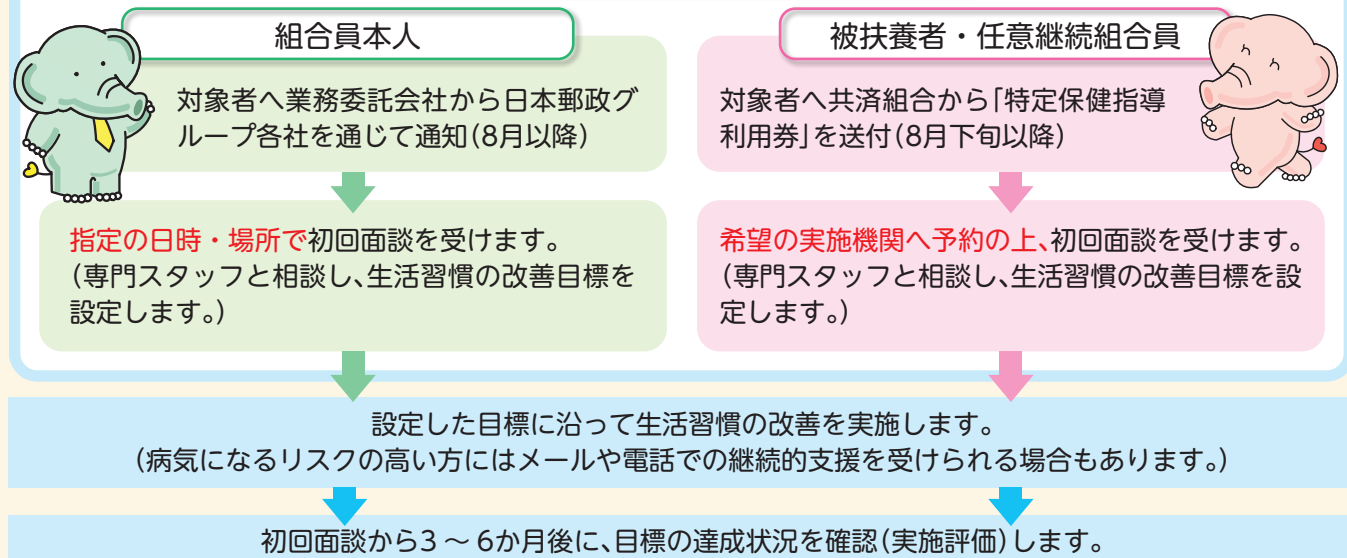


〈助成担当〉

「特定保健指導」とは…

糖尿病や心臓病等の生活習慣病発症リスクが高い方に対し、健やかな生活を送れるよう、個々の健診結果や生活状況に合わせて、医師や保健師等の専門家から重症化を防ぐためのアドバイスを受けることができるプログラムです。

ご利用の流れ (自己負担はありません)



- 詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

[コチラをクリック](#)

[トップページ](#) ▶ [福祉事業](#) ▶ [保健事業](#) ▶ [健康増進](#) ▶ [特定保健指導](#)

〈 助成担当 〉

「2026年度卒煙プログラム」のご案内

今年度も昨年度に引き続き、スマートフォンアプリ、禁煙補助薬(※)を使用した卒煙プログラムを実施します。プログラムは約3か月間で、専任指導員と専用アプリでサポートします。ぜひ、この機会にチャレンジしてみませんか。

(※) 禁煙補助薬は、健康状態等(既往症や服薬の有無)により使用できない場合があります。

募集期間

- 2026年10月1日(木) ～同年11月10日(火)

※ 定員になり次第終了予定です。

参加条件

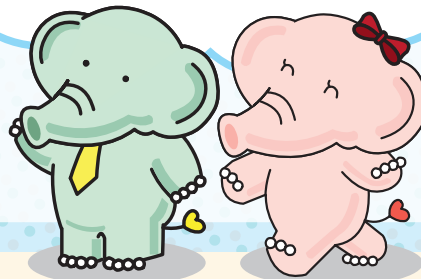
- 共済組合の組合員及び被扶養者の方(いずれも任意継続組合員を含む)
- 卒煙を希望する方
- スマートフォンアプリを利用できる方(自身のスマートフォンを利用)

参加費

- 無料 ※ 通信にかかる費用はご本人の負担となります。

**卒煙プログラムに
ぜひ参加してください!!**

喫煙者ご本人の健康被害や疾病予防とご家族や周囲の方々の受動喫煙防止を目的に卒煙サポートを実施します



- 参加を希望する方は共済組合ホームページをご覧ください。募集期間が近くなりましたら今年度のプログラムの詳細をお知らせいたします。

[コチラをクリック](#)

[トップページ](#) ▶ [福祉事業](#) ▶ [保健事業](#) ▶ [健康増進](#) ▶ [卒煙](#)

〈 助成担当 〉

長 短 年末調整等に必要な証明書を発行します（「みらい」・住宅貸付）

下表のとおり対象の方のご自宅あてに証明書を圧着ハガキで郵送します。

この証明書は年末調整等の各種手続を行うまでの間、大切に保管してください。

利用制度	証明書名称	発行対象者	発行時期
団体積立年金保険 「みらい」	生命保険料 控除証明書	2026年 8月 1日時点でご加入中の方	2026年 10月中旬
一般住宅貸付 <u>2017年 1月以降の 貸付で、返済回数 120回（10年）以上 のものに限る</u>	住宅取得資金に係る 借入金の年末残高等証明書 （※ 1）（※ 2）	<u>2017年 1月～ 2026年 8月</u> 貸付けを受けた方	2026年 10月上旬
		<u>2026年 9月～ 12月に</u> ● 貸付けを受けた方 ● 臨時返済をした方	2027年 2月上旬

（※1）貸付金送金日をご入居日として、その時点での税制に規定されている控除適用期間について発行しています。

（※2）発行対象者以外で、住宅借入金等特別控除の適用を受ける目的で証明書が必要な方は共済組合ホームページから様式「年末残高等証明書 発行申請書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、貸付担当あて郵送してください。

- 手続等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

コチラをクリック



トップページ ▶ 福祉事業・貸付事業 ▶ 住宅貸付（一般） ▶ **貸付後の手続**

〈 貸付・みらい担当 〉

長 短 「みらい」 ご加入の皆さまへ送付物のご案内です



今年度も団体積立年金保険「みらい」へご加入いただきありがとうございました。

ご加入いただいた皆さまへ下表のとおり送付物のご案内です。

送付時期	既加入の方	新規加入の方
2026年 11月下旬	ご加入のお知らせ （コース追加した方のみ（※ 1））	「みんなのMYポータル」資料（※ 2） ＋ ご加入のお知らせ
2027年 1月上旬	払込取扱票（一時積増をお申込みした方のみ）（※ 3）	

（※1）口数変更は郵送での通知はございませんので、2027年1月以降「みんなのMYポータル」から加入内容をご確認ください。

（※2）新規登録に必要なIDとパスワードが記載された圧着ハガキと操作方法等のご案内です。ハガキは一定期間経過しますと、無効となりますので、お早めにご登録ください。

（※3）払込みいただいた一時積増金額は、2027年2月下旬頃、積立金額に反映されます。

「みんなのMYポータル」への登録をお願いします

「みんなのMYポータル」では、ご加入内容、積立金額の確認、一部払出手続（一般型コースのみ）等を利用できます。

是非この機会にご登録ください。



- **一時積増のみ2026年12月31日（木）まで受け付けています。**

お申込みは共済組合ホームページをご覧ください。

コチラをクリック



トップページ ▶ 人生のイベントから探す ▶ **老後に備えた貯金**

〈 みらい担当 〉

◆退職後、次の健康保険等への加入手続の際などに使われる資格喪失証明書ですが、「**長期組合員**」又は「**短期組合員**」の資格喪失に伴って自動で発行される資格喪失証明書は、**在職中にご本人様が登録された「JP社員マイページ」にも掲載されるようになりました(2026年3月から)。**

退職後に転居される方でも「JP社員マイページ」なら、いつでも、何度でも、ご自身のスマートフォン等からログインして「資格喪失証明書」を閲覧、ファイルダウンロードやコンビニでの印刷ができます。

「早く(※)」 「確実」に入手できるほか、遠方のご家族ともすぐにファイルで共有できるなど**大変好評**です。

※ 日本郵政グループ各社から退職情報がデータ連携されてから、およそ3～4営業日後に掲載されます。掲載期間は、3か月です。なお、「資格喪失証明書」は退職日より前には発行されません。

◆当サービスの本格化に伴い、**共済組合から圧着ハガキ形式で発行していた従来の「資格喪失証明書」については、2026年11月以降、発送を停止します。**

「JP社員マイページ」の利用登録がまだの方は、退職前に登録を済ませておくようにしてください。

掲載されたらメールで
通知があるよ!



ご事情により「JP社員マイページ」を利用できない方や、掲載期間経過後の再発行を希望される方は、お手数ですが以下のいずれかの方法で申請してください。

- ① 共済組合ホームページの<電子申請>画面から「資格喪失証明書」の発行を申請
- ② 様式「**証明書発行申請書**」を共済組合ホームページから入手、必要事項を記載し、共済センターあてに郵送

※ 任意継続組合員の資格喪失に伴う「資格喪失証明書」は、JP社員マイページの発行対象外ですので、引き続き圧着ハガキ等で送付します。

〈標準報酬担当〉

(日本郵政共済組合のホームページ) こちらの**タグ**をクリック!



FAQシステムが導入されました。

- キーワード(言葉)での検索
- キーワード(言葉)の選択
- 注目のFAQの表紙

お困りごとにお役に立つシステムです。

よく見られて
いるQ&Aは
こちら!

こちらをクリック

- 詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

トップページ ▶ よくある質問



知りたいことのキーワード(言葉)を入力してください!
関連するQ&Aが表示されます!

どんなことでお困りですか?

検索キーワード入力

よく検索されるキーワード

資格喪失証明書 被扶養者認定 取消 被扶養者 傷病手当金 資格確認書
任意継続組合員 退職 高額療養費 出産 任意継続組合員掛金

キーワード検索

この青いボタンをクリックすると、
関連するQ&Aが表示されます!

注目のFAQ

- Q. 被扶養者の認定取消に必要な書類が分かりません。
- Q. 【認定用】被扶養者等申告書の提出に必要な添付書類(確認書類)がわかりません。
- Q. 共済センター給付担当から支給される給付金は、いつ送金されますか? (送金日)
- Q. 資格喪失証明書はいつ発送されますか? (退職/任職/被扶養者)
- Q. 退職時に共済組合へ必要な手続きは何ですか?

〈広報担当〉

前回のゆうせい共済496号でお知らせしていた「個人向け健康ポータルサイト MY HEALTH WEB」サービスが7月より開始しております。ぜひご利用ください。

2026年
7月1日(水)より
新規登録・サービス
スタート!

個人向け健康ポータルサイト

MY HEALTH

WEB

マイヘルスウェブ

あなただけの健康WEBサイトです!!

<https://yuseikyosai.mhweb.jp>



マイヘルスウェブ
公式キャラクター
「ヘロンくん」

医療費明細情報



医療費明細を診療年月ごとに確認ができ、PDF保存・印刷をすることができます。

ジェネリック医薬品差額情報



診療年月ごとにジェネリック医薬品の切り替えた場合の削除可能額や、これまでの累積最大削減額を確認できます。

適正服用情報



処方内容や服薬状況を確認し、適正な薬剤の使用をサポートします。



MY HEALTH WEB 公式アプリからもご利用いただけます。
詳細は日本郵政共済組合のホームページをご覧ください。

〈 給付担当 〉

次号、498号は、2027年2月1日(月)に発行予定です。

★退職される方・定年を迎えられる方向けの特集になります

Contents

長期組合員向け 短期組合員向け 退職者向け 任意継続組合員向け

共済組合の組合員は、長期組合員と短期組合員に分かれています

長期組合員: フルタイム勤務の正社員や高齢再雇用社員

短期組合員: 短期間勤務コースの正社員や高齢再雇用社員、非正規社員(アシエイト含む)等

本誌中の郵政会社等とは次の組織を示しています

- ① 日本郵政株式会社
- ② 日本郵便株式会社
- ③ 株式会社ゆうちょ銀行
- ④ 株式会社かんぽ生命保険
- ⑤ 独立行政法人郵便局生命保険
- ⑥ 日本郵政共済組合

⑨ 退職に関連する共済組合への手続きはこちら!

手続き	対象者	本誌参照ページ
資格認定番号の通知	全員	4ページ
退職後に加入する健康保険の選択	全員	5ページ
年金に関する手続き	長期組合員 ※ 短期組合員の方は所属会社へお問合せ下さい	8ページ
氏名又は住所変更	退職者と任意継続組合員のうち、氏名変更又は転居をされる方	4ページ
共済貸付金の返済	共済組合より貸付けを受け、貸付残高が残っている組合員	9ページ
「みらい」に関する手続き	「みらい」加入者	9ページ

※ 退職時の「資格喪失証明書」は、申請書なしで自動的に発行されます!

◆ ご注意ください ◆ 退職金は、所属会社から支給されるもので、共済組合ではなく、ご勤務先の総務ご担当者にお尋ねください。

● 詳細は共済組合ホームページをご覧ください。
[トップページ](#) | [用語から探す](#) | [資格喪失/年金払込証明書](#)

【退職予定者向け】

- ① 目次 (Contents)
- ② 退職後に加入する共済組合への手続きはこちら!
- ③ 有効期限内の資格認定番号は必ず選択してください!
- ④ 退職後に「氏名又は住所」の変更があった場合は届出を
- ⑤ 退職後に「任意継続組合員」になるためには共済組合への届出が必要です
- ⑥ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ⑦ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ⑧ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ⑨ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ⑩ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ⑪ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ⑫ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ⑬ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ⑭ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ⑮ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ⑯ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ⑰ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ⑱ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ⑲ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ⑳ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉑ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉒ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉓ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉔ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉕ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉖ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉗ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉘ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉙ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉚ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉛ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉜ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉝ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉞ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㉟ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊱ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊲ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊳ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊴ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊵ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊶ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊷ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊸ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊹ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊺ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊻ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊼ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊽ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊾ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには
- ㊿ 退職後に「任意継続組合員」になるためには「任意継続組合員」になるためには



60歳を迎え、定年延長したけれど、共済掛金はどうなるのかな・・・

こちらをご参考に!

4月から雇用コースを変更される方の標準報酬について

2025年度に60歳に到達された長期組合員の方が、引き続き2026年4月以降も共済組合員として勤務される場合は、選択する雇用コースによって4月以降の標準報酬月額の見直しが行われます。控除される共済掛金額にも大きく影響しますので、ご注意ください。

団積立年金保険「みらい」に加入していたから、請求の手続きを・・・

こちらをご参考に!

※ 退職等の際は「みらい」の給付金請求手続きが必要です!

(掲載しているものは昨年度のものです)
(次号では変更となる可能性がありますのでご参考としてご覧ください)

● 2026年2月号はこちらからご覧ください

トップページ ▶ 「ゆうせい共済」のバナー ▶



広報誌「ゆうせい共済」



コチラをクリック

〈 広報担当 〉

(参考) 2026年2月号の目次です